

第4回 議会運営委員会

開催日 令和3年2月9日（火曜日）

開催場所 粕屋町役場 3F 委員会室A

開催時間 9:30 ～ 11:43

出席者

議員 福永委員長・久我副委員長・小池委員・川口委員
・中野委員・安藤委員・井上委員・鞭馬議長

事務局 古賀局長・山田主幹

協議項目

1：法令審査委員会（2／8開催）の結果について
下記のとおりとする。

①議会公印規程について

内容：改選後、常任委員会数が3から2に変更に伴う常任委員会の公印については、名称を使用せず1つに集約します。
改選後から施行します。

②議会基本条例の見直しについて

内容：法令審査委員会で指摘事項があり、3月定例会での条例改正の発議は物理的に時間がなく、最終的には、改選後の議会運営委員会の運営方針に委ねます。
なお、条例の見直し案として決定していた、第7条第4項（新設案）、及び第23条については、先例（申し合わせ）事項に明文化します。
この件は、議長の諮問への答申として、3月定例会最終日を予定しています。

③議会会議規則の見直しについて

内容：法令審査委員会で指摘事項があり、最終的には、当委員会で今期中の見直しを行いません。
この件は、議長の諮問への答申として、3月定例会最終日を予定しています。

④議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

内容：法令審査委員会で指摘事項があり、3月定例会での条例制定の発議は物理的に時間がなく、最終的には、改選後の議会運営委員会の運営方針に委ねます。
この件は、議長の諮問への答申として、3月定例会最終日を予定しています。

**⑤議会議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明実施要綱の
制定について**

内容：法令審査委員会で指摘事項があり、最終的には、当委員会で今期中の制定は行いません。

なお、一般選挙後の正副議長選挙における所信表明の取り扱いは、改選後、最初の臨時会前に、議会事務局より召集される「打ち合わせ会」で話し合うこととします。

⑥議会自由討議実施要綱の制定について

内容：法令審査委員会で指摘があった軽微な事項を、当委員会で修正し、改選後から施行できるように対応します。

2：令和3年第3回会議報告書の議会HPへの公表について
近日中に公表する。

3：先例（申し合わせ）事項の見直しについて
【別紙－A参照】

4：視察報告書（HP用）のひな型について

議会広報特別委員会から、作成した視察報告書（HP用）の「ひな形」を精査するよう依頼を受ける。

検討した結果、議会運営委員会案として議会広報特別委員会案に修正を加えた。

当委員会として議会広報特別委員会に検討結果を文書で通知する。
文書（案）は、22日開催の当委員会に提示する。

5：議長の諮問に対する答申について

令和2年4月16日付、7項目からなる諮問である。

4項目は昨年に答申しており、残りの3項目が対象となる。

答申内容は、22日開催の当委員会で提示する。

答申項目は、下記のとおりとする。

①議会基本条例の検証に関すること

②会議規則、委員会条例及び先例（申し合わせ）事項の検証に関すること

③議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に関すること

その他

1：法令審査委員会の結果について

26日開会の3月定例会後の議員全員協議会で議会運営委員会から報告をする。

2：22日の当委員会の協議事項について

① 答申について

② 先例（申し合わせ）事項の見直しについて

③ 視察報告書について